

居宅サービス等を提供している指定市町村事務受託法人の
指定申請に当たっての意見書の交付について

【協議事項】

- 1 居宅サービス等を提供している法人が指定市町村事務受託法人の指定を受けるに当たっては、申請書に市町村の意見書のほか、中立の立場で公正な判断をすることができる有識者の意見書を添付しなければならないこととされている。この度、居宅サービス等を提供している法人である社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「サービス協会」という。）が、下記の事業所について指定市町村事務受託法人の指定申請を行うに当たり、有識者の意見として、本市の意見書（別紙 1）に推進協議会の会長名の意見書（別紙 2）を添付する。

（仮称）太秦事務所	右京区常盤一ノ井町 8 番地の 3
紫野	北区紫野西野町 15 番地
本能	中京区蛸薬師通油小路東入元本能寺南町 346 番地
修徳	下京区新町通松原下る富永町 110 番地の 1
西七条	下京区西七条八幡町 29 番地
塔南の園	南区西九条菅田町 4 番地の 2
西院	右京区西院上今田町 18 番地の 3
久我の杜	伏見区久我東町 202 番地の 6

- 2 併せて、既に市町村事務受託法人の指定を受けているサービス協会が、他の事業所の指定申請を行う際の、意見書の交付に係る協議について手続の迅速化を行う。

【説明】

- 1 ○ 平成 18 年 4 月の介護保険法の改正により、新規要介護（要支援）認定については、市町村、又は都道府県知事の指定を受けた指定市町村事務受託法人が認定調査を実施することとされた。
- 指定市町村事務受託法人は、原則として居宅サービス等を提供していない法人とされているが、都道府県知事が特別な事情があると認めた場合は、居宅サービス等を提供している法人を指定することができる。
- 本市では、居宅サービス等を提供していない法人である特定非営利活動法人京都市老人福祉施設協議会、社団法人京都私立病院協会及び社団法人京都府介護支援専門員会に、指定市町村事務受託法人の指定を受けていただき、認定調査を委託している。
- さらに、1 月当たり約 1,000～1,300 件ある新規要介護（要支援）認定調査に対応できる体制を確保するために、居宅サービス等を提供している法人である社会福祉法人京都福祉サービス協会（以下「サービス協会」という。）に、指定市町村事務受託法人の指定を受けていただき、認定調査を委託している。
- 平成 19 年 6 月にサービス協会が 7 事業所について指定を受けた際には、有識者の意見書として、平成 18 年度第 2 回推進協議会（平成 19 年 3 月 16 日開催）において承認いただき、推進協議会会長名の意見書を添付した。

- 2 ○ 市町村事務受託法人の指定は事業所ごとに受けることとなっており、既に指定を受けているサービス協会が他の事業所の指定申請を行う場合、その都度意見書の添付が必要になるが、推進協議会において協議を行うと、その開催時期によっては意見書の交付が事業所の開設等に間に合わないおそれもある。
- 平成 20 年 1 月 25 日開催の事業計画ワーキングにおいて、迅速化の方法について、例えば同ワーキンググループで承認を受け、本会には事後報告を行うなどの御意見をいただいた。

【参考 1】 社会福祉法人京都福祉サービス協会への委託について
(平成 18 年度第 2 回京都市民長寿すこやかプラン推進協議会資料抜粋)

(1) 居宅サービス等を提供している法人のうち社会福祉法人京都福祉サービス協会に委託する理由

- ア 本市の 100%出資団体であるとともに、本市からの人的派遣も行っており、公共的役割を担って本市の福祉行政を推進してきた法人であること。
- イ 全市域を網羅できる事業所及び多数の介護支援専門員を有する事業者であることから、安定した新規認定調査体制を構築することができること。

(2) 公正中立な認定調査の実施を確保するための方策

介護保険法施行規則第 34 条の 6 第 3 項及び第 4 項に基づき、毎年度、社会福祉法人京都福祉サービス協会が受託法人として認定調査を行った対象者のうち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- ア 申請者が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、申請者以外の受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- イ 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- ウ 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

【参考2】 社会福祉法人京都福祉サービス協会の法人概要
(平成19年度法人の経営状況を説明する書類から抜粋)

社会福祉法人京都福祉サービス協会

1 法人の概要

(1) 代表者

理事長 谷口三夫

(2) 所在地

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町 83 番地の 1

(3) 電話番号

075-354-8745

(4) ホームページアドレス

<http://kyoto-fukushi.org>

(5) 設立年月日

平成 5 年 7 月 30 日

(6) 基本財産

50,000 千円 (うち本市出えん額 50,000 千円, 出えん率 100.0%)

(7) 事業目的

多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるように支援すること。

(8) 業務内容

ア 第一種社会福祉事業

(ア) 軽費老人ホーム

(イ) 特別養護老人ホーム

イ 第二種社会福祉事業

(ア) 老人居宅介護等事業

(イ) 障害福祉サービス事業

(ウ) 老人デイサービスセンター

(エ) 老人短期入所事業

(オ) 老人介護支援センター

(カ) 児童厚生施設

(キ) 放課後児童健全育成事業

ウ 公益事業

(ア) 居宅介護支援事業

(イ) 難病患者等居宅生活支援事業

(ウ) 地域支援事業を市町村から受託して実施する事業 (地域包括支援センター, 介護予防推進センター)

(エ) 介護保険適用外老人居宅介護等事業

(オ) ホームヘルパー養成研修事業

(カ) 要介護認定・要支援認定調査事業

(9) 所管部局

保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 (TEL075-251-1106)

(10) 役員名等

ア 理事長

谷口三夫

イ 理事

山本義夫, 上原春男, 谷口義隆 (保健福祉局長寿社会部長), 濱岡政好, 宮路博, 山田尋志

ウ 監事

石原豊, 羽賀進, 松井久雄 (保健福祉局長寿社会部長寿福祉課長)

(11) 常勤職員数

851 人 (うち本市派遣職員 3 人)

(12) 組織機構

(理事会) 理事長, 理事
監事
顧問
(評議員会) 評議員

調整室

調整部

児童福祉施設 (修徳, 塔南の園)

居宅本部

管理部

事業部

人材開発部

ホームヘルプ事業事務所 (小川, 高野, 本能, 柳辻, 西七条, 塔南の園, 伏見)

施設本部

施設部

高齢者福祉施設 (紫野, 小川, 本能, 修徳, 西七条, 塔南の園, 西院, 久我の杜)

案

保 長 介 第 号

平成20年 月 日

京都府知事 様

京都市長 門川 大作
(保健福祉局長寿社会部介護保険課)

指定市町村事務受託法人の指定申請に係る意見書

社会福祉法人京都福祉サービス協会が指定市町村事務受託法人（以下「受託法人」という。）の指定申請を行うに当たり、介護保険法施行規則（以下「規則」という。）第34条の4第2項の規定に基づき、下記のとおり意見を付します。

記

1 指定申請に係る法人及び事業所

- (1) 申請者名称 社会福祉法人京都福祉サービス協会（理事長 谷口 三夫）
- (2) 事業所名称 社会福祉法人京都福祉サービス協会 ○○
- (3) 事業所所在地 京都市○区

2 居宅サービス等を提供している法人に要介護認定調査事務を委託する理由

- (1) 本市域においては、居宅サービス等を提供していない受託法人のみでは、本市における全ての新規認定調査を処理するために必要な数の介護支援専門員を確保することが極めて困難であること。
- (2) 指定居宅介護支援事業所を運営する法人であり、当該指定居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員を活用することができること。

3 居宅サービス等を提供している法人のうち1の申請者に委託する理由

- (1) 基本財産を本市が全額拠出して創設し、本市から職員を派遣している法人であり、本市が多くの事業を委託してきた実績があること。
- (2) 全市域を網羅できる事業所及び多数の介護支援専門員を有する法人であり、安定した実施体制を構築できること。

4 公正中立な認定調査の実施を確保するための方策

本市において、介護保険法施行規則第34条の6第3項及び第4項に基づき、毎年度、1の申請者（以下「申請者」という。）が受託法人として認定調査を行った対象者のうち、申請者が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- (1) 申請者が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、申請者以外の受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- (2) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (3) 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。

案

平成20年 月 日

京都市長 様

京都市民長寿すこやかプラン推進協議会
会長 浜岡政好

指定市町村事務受託法人の指定申請に係る意見について

京都市は居宅サービス等を提供する法人に要介護認定調査事務を委託する必要がある、社会福祉法人京都福祉サービス協会に当該事務を委託しようとする京都市の判断は妥当なものであることについては、京都市民長寿すこやかプラン推進協議会における協議によって結論を得ております。

なお、京都市におかれましては、公正中立な認定調査の実施を確保するための方策として、当協議会に提案された次の方策を確実に実施されるよう求めます。

【公正中立な認定調査の実施を確保するための方策】

本市において、介護保険法施行規則第34条の6第3項及び第4項に基づき、毎年度、社会福祉法人京都福祉サービス協会が指定市町村事務受託法人として認定調査を行った対象者のうち、同法人が提供する居宅サービス等を利用した者の数を報告させ、公表するとともに、以下の方策を講じるものとする。

- (1) 社会福祉法人京都福祉サービス協会が運営する指定居宅介護支援事業所等の介護支援専門員等が代行申請を行った被保険者に係る新規認定調査については、同法人以外の指定市町村事務受託法人に依頼する、又は本市職員が調査する。
- (2) 新規認定調査の際に、居宅サービス等の広告等の記載された名刺その他の書面を調査対象者に交付することを禁止する。
- (3) 本市が認定調査を依頼する際に提供した情報の目的外使用を禁止するとともに、一定期間経過後の当該情報の破棄を義務付ける。